

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 三
- 農地法第四十一條第一項の規定により裁定の申請があつた件 三
- 地積調査の成果について認証した件二件 九
- 保安林の指定をする予定である件 九
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二〇
- 土地改良事業の工事の完了について届出があつた件 二〇
- 随意契約の相手方を決定した件 三三

告示

福島県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和五年一月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
変更した年月日

三 別紙書面のとおり

四 届出年月日

令和四年十二月二十七日

五 届出をした者

仙台ターミナルビル株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一條第一項の規定により、令和四年十二月九日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があつた。

令和五年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積（平方メートル）
会津若松市北会津町寺堀字弥六	四番三	田	七六一
同 市北会津町寺堀字弥六	五番一	田	三六
同 市北会津町寺堀字弥六	五番二	田	四三
同 市北会津町寺堀字弥六	一五番	田	三、〇〇〇
同 市北会津町寺堀字弥六	一六番	田	三、〇三〇
- 二 当該申請に係る農地の利用の現況
水田として利用
- 三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
水田として利用
- 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
始期 令和五年二月二十五日
存続期間 五年
- 五 借賃に相当する補償金の額 三七三、八五〇円
その他参考となるべき事項
（記載なし）

（農村振興課）

福島県告示第三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
天栄村
- 二 成果の名称
岩瀬郡天栄村大字高林の一部、大字小川の一部の地籍図及び地籍簿（広戸第23地区）
（農村計画課）

福島県告示第三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津美里町
- 二 成果の名称
大沼郡会津美里町大字氷玉の一部の地籍図及び地籍簿（福永第1地区）
（農村計画課）

福島県告示第三十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、会津坂下町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津坂下町
- 二 成果の名称
河沼郡会津坂下町大字牛川の一部、大字勝大の一部の地籍図及び地籍簿（牛川第1・第2地区）
（農村計画課）

福島県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和五年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所

双葉郡楡葉町大字井出字本釜三〇の一、三〇の二、三三、三四の一、九五の二六、一〇九の一、一一八の一、一一九、一三〇の一、一三二から一三七まで、一四一から一四八まで、字小田前一二〇の一、一二二の一、一二三の一、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一三七の二、一四〇の二

- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、楡葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和五年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大谷正洋 相馬和胤 渡部冬治 佐々木トミ 大迫隆恵 相良助五郎 佐藤武久 佐藤市五郎 大塚芳紀 佐藤フク 大迫隆恵
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第六百九十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方

のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 齋藤ミノリ 渡部喜造 奥山重政 酒井調治 鈴木七左エ門 佐々木綱三 遠藤清
- 一 小山田秀雄 遠藤三夫 赤石沢律 前田サツ子 鈴木富治 後藤基衛 後藤リキ
- 後藤トシ 高橋福寿 佐藤伝 赤石沢武 遠藤元 戸沢ミツエ 遠藤一二 伊東重
- 典 遠藤清勝 遠藤春夫 後藤恒男 赤石沢千恵子 赤石沢勝司 荒巖 半谷運治
- 高玉政衛 高玉政衛 佐々木仁太郎 穴戸亥助

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第十六十三号）によること。
- （森林保全課）

公 告

公告第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

令和五年一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良事業を行つた者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
母畑地区土地改良区	西ヶ作	令和四年三月十日	令和四年四月十八日	令和四年四月二十
地区	六日発生地震災	日	八日	

（農村計画課）

公告第12号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年1月17日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地敏弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 1,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
42,900円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

